第１章

90年代南部アフリカ諸国の政治体制と民主化

小田　英郎

はじめに

「1990年の初頭に，アルジェからケープに至るまでの全アフリカは，その経路こそ異なれ，共通の，ある特殊な状況に当面することになった。それは広義の民主化の至上命令である。経済的衰退によって打ちのめされ，政治的腐敗によって弱体化したアフリカ国家の選択の幅は狭められた。政治的開放（political opening）は，もはや選択ではなく，義務であった」[(1)]と述べたのはアメリカのアフリカ政治学者C・ヤング（Crawford Young）であるが，この言葉は90年代のアフリカの政治的状況を，よく物語っている。

1990年７月に開かれた第16回主要先進国首脳会議（ヒューストン・サミット）の政治宣言は「今世紀最後の10年」を「民主主義の10年となるべき時期」であると規定したが，現象的に見た場合，この言葉がもっともよく当てはまるのは，旧ソ連・東欧とアフリカであろう。アフリカはいま「民主化の時代」の真只中にいるのである。

アフリカの民主化を，独立に次ぐ「第二の解放」と規定する研究者もいる。例えば『アフリカにおけるガヴァナンスと政治』（1992年）の編者であるG・ハイデン（Goran Hyden）とM・ブラットン（Michael Bratton）がその「序言」のなかで，1990年を，独立の年である1960年と対比させて，「1990年は1960年ときわめて似た意味で，アフリカにとってのひとつの水準点の年であった」

と意義づけ,「アフリカは，多くのアフリカ人が《第二の解放》と呼ぶものへ向かっての第一歩を踏み出した」と述べたのが，それである。(2)

フーヴァー研究所のL・ダイアモンド (Larry Diamond) も民主化を「第二の解放」と規定している一人であるが，彼の言い方はより具体的である。すなわち彼によれば「民主主義の波は《第二のアフリカの解放》と呼ばれるが，それは民主主義の波が，1960年代初期以来の第一の解放の約束を裏切った専制，抑圧，腐敗，全般的な誤てる統治などからアフリカの人々を解放するという，新たな約束をもたらしたからである」(3)。しかし，1990年代が真に「アフリカの第二の解放の時代」になるかどうかは，目下，雪崩現象的に進行しつつある「民主化」の中身いかんによるのであって，簡単には予測することができない。

本章は，南部アフリカ地域の民主化過程を概観することを目的とするものであるが，その場合，民主化を主として制度面でとらえ，政治的一元主義 (political monism) から政治的多元主義 (political pluralism) への転換，ないし政治的多元主義の一層の進行として把握することにする。このように民主化を限定的にとらえた場合でも,「一党制から複数政党制への転換」「軍事政権から複数政党制に基づく文民政権への復帰」などの問題が，考察すべき具体的な対象として，浮かび上がってくる。南アフリカ共和国における「ポスト・アパルトヘイト」社会への転換とそれに伴う政治的大変革も，(非常に特殊ではあるが) 民主化の問題に含めてよかろう。

本章における問題考察の順序は以下の通りである。まず1990年代との比較のために，1980年代末期までの南部アフリカ諸国の政治体制を概観する。次いで民主化をもたらした内的，外的要因を整理し，それらの要因と南部アフリカ諸国の民主化との直接，間接の関わりについて簡単に触れる。さらに南部アフリカ諸国の民主化過程の展開について，具体的な事例の分析を行い，最後に南部アフリカ諸国の民主化の問題点を考察して，締めくくりとする。

第1節　80年代における南部アフリカ諸国の政治体制

1980年代末期までのアフリカには，一党体制に代表される強権的政治体制をもつ国家が多数存在した。試みに1989年12月末の時点をとってみると，アフリカ52カ国のうちで，一党体制国家は実に30カ国に達していたのである。このほか軍事政権の下にある国家は5カ国を数えた。残りの17カ国のうちには，リビアのように政党の存在を認めない国家(4)や，ガンビア，ジンバブウェ，ボツワナなどのように与党が圧倒的優位を保持し続けているガリバー型（一党優位型）複数政党制国家もあり，競合的複数政党制国家に比較的近いものといえば，せいぜいモロッコ，モーリシャスくらいのものであった。

南部アフリカ地域に限定しても，状況はほとんど変わらない。強いていえば，一党体制国家の比率がアフリカ全体より低く，その分だけガリバー型複数政党制国家の比率が高いということであろう。ただし，人種隔離（アパルトヘイト）体制を当時なお保持していた南アフリカ共和国の存在（したがって，アパルトヘイト体制下の人種隔離・差別的政治体制の存在／80年代半ば以降は人種別三院制議会とそれに対応する人種別複数政党制の存在）が，南部アフリカ地域と他のアフリカ地域との大きな違いだということは，いうまでもない。

なおアフリカにおける地域区分に確定的なものはなく，問題の立てかたによっていかようにも区分しうるであろうが，本章では，アンゴラ，モザンビーク，ザンビア，ジンバブウェ，マラウィ，ボツワナ，レソト，スワジランド，南アフリカ共和国，ナミビア，マダガスカル，モーリシャス，コモロの13カ国から構成される地域を南部アフリカとしておく(5)。

この南部アフリカ地域の政治体制をみると，1989年12月末の時点で未独立であったナミビアを除く12カ国のうち，一党体制国家はアンゴラ，モザンビーク，ザンビア，マラウィ，スワジランド，マダガスカルの6カ国であった。この6カ国はいずれも法的に定められた一党体制国家（de jure one-party state）であって，それぞれの国の唯一政党は，アンゴラ解放人民運動＝労働

党（Movimento Popular de Libertação de Angola－Partido do Traballo : MPLA-P-T／1975年独立以降），モザンビーク解放戦線（Frente de Libertação de Moçambique : FRELIMO／1975年独立以降），ザンビアの統一民族独立党（United National Independence Party : UNIP／1972年以降），マラウィ会議党（Malawi Congress Party : MCP／1966年の共和制採用以降），スワジランドのインボコドヴォ国民運動（Imbokodvo National Movement : INM／1973年の勅命以降），マダガスカル革命防衛民族戦線（Front national pour la defênse de la révolution socialiste malgache : FNDR）であった。

ただし厳密に言えば，スワジランドの場合は1978年の憲法によって一切の政党活動が禁止されたのであるから無政党国家として分類すべきであるかもしれないが，実際には前国王ソブーザ2世（1982年8月に死亡）が1964年に創設した王党派のINMが活動を維持してきたことから，一党体制国家のうちに含めておくことにする。(6) なお付言すれば，スワジランドの場合は同じ立憲君主国でも，1986年1月の軍事クーデター以来国王が実権を剝奪されたままの状態にあるレソトとは対照的に，王権が過度に強大であり，二院制の議会（リバンドラ［Libandla］）は国王の諮問機関にすぎず，議員の選挙も一部勅選のほか，族長の選ぶ選挙人団に大部分委ねられるといった旧弊な方式が採用されていた。(7)

またマダガスカルの場合は，一党体制といっても，合法7政党がFNDRという政府主導の統一戦線組織に結集されるというかたちをとっていたのであるから，他の一党体制諸国とはやや異なっている。(8)

残りの6カ国のうち，軍事政権の下にあるレソトを除いた5カ国（ジンバブウェ，ボツワナ，モーリシャス，コモロ，南アフリカ共和国）は制度的には複数政党制国家であった。しかし，現実にはこれら諸国のうち，政党面からみて競合的体制が存在しているといえるのは，政権党が議会で過半数に達していない（62選挙議席中26議席）モーリシャスだけであって，(9) ジンバブウェ，ボツワナは与党が議会内で圧倒的に優位を占めるガリバー型複数政党制国家であった。

コモロの場合も，1987年3月に9年ぶりの複数政党制選挙が実施された結果，連邦議会42議席全部をコモロ進歩同盟（Union comorienne pour le progrés : Udzima）が独占するといった状況であったから，事実上は一党体制が続いたというほうが適切であるかもしれない。

以上に概観したように，アフリカの他の地域と同様，1980年代までの南部アフリカ地域もまた強権的政治体制あるいは準強権的政治体制が圧倒的に多かったのであって，それだけに，いずれは民主化の雪崩に巻き込まれざるをえなくなる状況にあったのである。

第2節　民主化の雪崩現象とその要因

1．90年代における民主化の雪崩現象

これらの南部アフリカ諸国を含むアフリカ大陸に民主化の雪崩が起こったのは，1990年代初期のことである。まずアフリカ全体についてみると，前述のように，1980年代末期のアフリカには30の一党体制国家が存在していたのに対して，1990年1月から93年1月までの間に，実にそのうちの28カ国が複数政党へ転換を済ませ，あるいは転換の公約を実施しつつある。

以下に該当する国を列挙しておく。

☆アンゴラ，エチオピア，カーボヴェルデ，ガボン，カメルーン，ギニア・ビサウ，ケニア，コートジヴォワール，コンゴ，ザイール，サントメ・プリンシペ，☆ザンビア，シエラレオネ，ジブチ，赤道ギニア，セイシェル，タンザニア，中央アフリカ，チャド，トーゴ，ニジェール，ブルキナファソ，ブルンジ，ベニン，☆マダガスカル，マリ，☆モザンビーク，ルワンダの28カ国である。☆印は南部アフリカ国家であって，4カ国を数える。南部アフリカ地域でいまだに一党体制が残っているのは，スワジランド，マラウィだけであるが，この両国でもすでに民主化の動きは顕著にみられる。

このほか軍事政権6カ国でも，複数政党制に基づく文民政権への転換が進行中であるが，南部アフリカ唯一の軍事政権国家レソトも，その例外ではない。

2．民主化をもたらした諸要因

南部アフリカ地域を含めたアフリカ大陸全体に民主化の雪崩現象を引き起こした要因はなんであろうか。本項では，国際的要因と国内的要因とに大別して概説する。

(1) 国際的なインパクトと圧力
——冷戦の終結と国際社会からの民主化・自由化要求——

まず国際的要因であるが，その第1は東西冷戦の終結である。1989年12月2～3日に地中海のマルタ島マルサシュロック湾埠頭に接岸中のソ連客船マクシム・ゴーリキー号上で行われた米ソ首脳会談（ブッシュ・ゴルバチョフ会談）は，第2次世界大戦後40数年も続いた冷戦が終結したことを確認した歴史的会談であった。

むろん冷戦の終結はこのとき突然訪れたわけではなく，それに先立ついくつか予兆があった。1985年3月のゴルバチョフ政権の登場とペレストロイカ，グラスノスチの開始，新思考外交の推進，新デタントの始まりといわれた1987年12月の米ソ INF（中距離核戦力）全廃条約締結，1989年半ば以降の東欧諸国における雪崩現象的な民主化・自由化の進展などである。1989年11月の「ベルリンの壁」崩壊に続く1990年10月の東西ドイツ統一，1991年8月のソ連共産党解体，同年12月ソ連邦消滅（独立国家共同体：CIS 創設）といった現象は，冷戦の終結をあらためて確認させる劇的な出来事であった。

新デタントから冷戦終結そしてその後へとつながる，前述のような一連の大変化が，アフリカに及ぼした影響は著しく大きかった。南部アフリカ地域に限定してみても，そこに及んだ影響は二重であった。ひとつは，ナミビア

問題，アンゴラ駐留キューバ軍撤退問題など，東西対立がらみの国際紛争や係争問題が解決に向かったことである。そしてもうひとつは，ソ連・東欧などの共産主義諸国に代表される一党独裁体制の正統性が崩れ去ったことである。アフリカにおける民主化の雪崩現象は，こうしたソ連・東欧の急激な民主化・自由化に影響されるところ大であったが，とくにアンゴラ，モザンビークといったマルクス・レーニン主義諸国の動揺は激しかった。この両国を含む多くの南部アフリカ諸国が（他の大多数の強権的政治体制をもつアフリカ諸国とともに），1990年代に入る前後に相次いで複数政党制への転換を声明し，あるいはマルクス・レーニン主義を放棄したのは，このことを裏書している。

J・クラウスは「アフリカにおける民主主義の構築」と題する論説のなかで，ソ連・東欧の民主化はアフリカの民主化の促進要因ではあるが，根本要因ではないと述べている。[(10)] しかし，かりにそうであっても，それがきわめてインパクトの強い促進要因であったことは，だれも否定できないであろう。

アフリカの民主化を促した第2の国際的要因は，国際通貨基金（IMF）や世界銀行などの国際機関や西側先進諸国などによる強い民主化・自由化要求であった。この種の民主化・自由化要求は，経済協力，経済援助がらみで行われることが多く，それだけに強い外圧として作用する。南部アフリカではなく東アフリカの事例であるが，ケニアがその典型である。

ケニアは1969年以来事実上の（そして1982年以来憲法で定められた）一党体制国家として，ケニア・アフリカ民族同盟（Kenya African National Union : KANU）の一党支配を保ってきた。しかもケニア政府（モイ政権）は90年代に入って国内に民主化要求が高まっても，一党体制堅持の姿勢を変えようとはしなかった。ところが1991年11月26日に対ケニア援助国会議が，ケニアでの汚職の横行，民主化への取り組みの遅れ，人権抑圧，経済における構造調整の遅れなどを理由に，新規援助の停止，援助再開問題は6カ月後に検討することなどを決めると，それから僅か6日後の12月2日にKANUは複数政党制導入を決定したのである。[(11)] これは典型的な事例であるが，南部アフリカ諸国もまた，この種の外圧に対する抵抗力はきわめて弱い。

ケニアの事例でも触れたが，西側先進諸国や国際機関の要求する民主化・自由化は，経済面では主として，市場原理の導入，市場経済への移行などを含む構造調整計画（Structural Adjustment Programs : SAP）の採用といったかたちをとるが，このSAPの採用が結果として国内に政治，経済，社会的な「地殻変動」を引き起こし，民主化を促進するといったことがある。後述するザンビアの事例は，その典型であろう。

(2) 国内的なインパクトと圧力
――強権的政治体制のひずみ，統制型経済の破綻と経済の自由化――

一方，民主化，自由化を推進する国内的要因としては，まず第1に一党体制，軍事政権に代表される強権的政治体制のひずみが限界に達していたこと，第2に政府統制型経済の下での経済建設の挫折が挙げられる。開発独裁体制の限界と挫折といってもよい。

第1の点について付言すれば，独立当初から開発独裁体制を採用していた国もアフリカには少なからずあったが，他方，複数政党制から出発しながら60年代～70年代に一党体制へ転換した国もアフリカには多くみられた。南部アフリカ地域についていえば，前者としてはアンゴラ（1975年），モザンビーク（1975年），後者としてはマラウィ（1966年），ザンビア（1972年），スワジランド（1973年），マダガスカル（1975年）がある。レソトで軍事政権が成立したのは1986年1月のことである。

ところが，こうした強権的政治体制によって，分裂要因を多く抱えたアフリカ諸国の国民的統合や開発が進んだのかといえば，決してそうではなかった。むしろ部族対立，民族対立は激しさを増し，加えて経済・社会的な都市と農村との格差や地域格差は増大し，集団間の利害の対立は強まり，それが政治的，経済的，社会的不安定性の度を高めた。強権的政治体制のひずみはむしろ強まったのである。これらのひずみを取り除こうとする力は，東西冷戦時代には「凍結状態」に置かれる場合もあったが，冷戦終結によって「解凍現象」が生じ，表面化し，活性化することになる。そうしたひずみ是正の

力のひとつが，国内の民主化運動である。

民主化，自由化を推進する第2の国内的要因，すなわち政府統制型経済の下での経済建設の挫折について，少し敷衍しておきたい。アフリカ諸国は，マルクス・レーニン主義の国家であるとないとを問わず，そのほとんどが開発独裁体制の下で経済建設を進めてきたが，結果として1980年代までにほぼ例外なく挫折に当面した。

再びJ・クラウスによれば，1980～89年のサハラ以南アフリカ諸国の国内総生産（GDP）の増加率はわずかに1パーセントであり，さらに1人当たりGDPに至っては2.2パーセントの減少を示した。サハラ以南アフリカの経済危機は1980年代後半に一層深刻化し，1989年までに南アフリカ共和国を除くサハラ以南アフリカ44カ国のうち，39カ国がIMFの融資を受け，そのほとんどが，IMFや世界銀行の要求する経済安定化政策や構造調整計画を実施に移すに至ったのである。[(12)]

こうした経済安定化政策，構造調整計画の下で行われる通貨の切り下げ，国営・公営企業の民営化，輸出入規制の緩和，政府補助金の廃止，緊縮財政，公務員の削減などの諸措置は，経済の範囲を越えて，政治的民主化の促進要因としても大きく作用しているのである。

これまでに挙げた国内的諸要因，すなわち強権的政治体制のひずみ，経済建設の挫折（→経済的危機の深刻化）などは，デモンストレーション，ストライキ，暴動などをしばしば伴う反政府運動を誘発し，政情不安の度合いを高める。またIMF，世界銀行などが要求する経済再建のための構造調整計画にも，短期的にはむろんマイナス効果があるのであって，それが反政府運動を刺激し，民主化要求を強めるといったことがある。例えば通貨切り下げが結果としてインフレの昂進につながることなどは，そのひとつである。これが国民の経済的苦痛を強め，社会の不満を増大させ，反政府運動を助長するといったことがある。また政府補助金の廃止といった措置が，例えば都市の食糧価格の上昇を招き，都市住民の反政府運動の引き金になるといった事態も生じる。1990年6月末にザンビアの首都ルサカで起こった食糧暴動が，統一

民族独立党（UNIP）の一党体制に反対し，複数政党制への転換を要求する反政府運動に大きなエネルギーを提供した事例などは，その典型である。この食糧暴動は，6月19日に政府が，主食であるトウモロコシ粉の価格を大幅に値上げしたことから起こったものであった。[(13)]

こうした経済的原因に発するものにせよ，それ以外の政治的原因によるものにせよ，反政府運動の圧力が，国際的な要因と絡み合いながら，アフリカにおける民主化促進要因として大きな役割を果たしていることはいうまでもない。

第3節　南部アフリカ諸国における民主化過程の展開

1．一党体制から複数政党制への転換

その1：旧マルクス・レーニン主義国家の事例

前述のように南部アフリカにはアンゴラ，モザンビークという二大マルクス主義国家が存在していたが，この両国が受けた旧ソ連・東欧諸国の民主化およびマルクス・レーニン主義離れの影響は，きわめて大きかった。この両国はまた，マルクス・レーニン主義政権と反マルクス主義ゲリラ組織との内戦が長期にわたって続いてきたという点でも，よく似た状況にあった。

さらにアンゴラの場合には，東西新デタントの直接の影響ともいえるアンゴラ包括和平協定の締結（ブラザヴィル合意）が，民主化の前段階として存在したという，特殊な状況があった。これに対してモザンビークの民主化の場合は，東西新デタント→東西冷戦の終結→南部アフリカにおける地域和平ムードの高まり，といった国際的インパクトの影響を，直接的というよりはむしろ間接的に受けたのであった。

それでは以下，アンゴラ，モザンビークの順にその民主化過程を論ずることにする。

(1)　アンゴラの民主化

(イ)　米ソ協調による地域和平の実現――ブラザヴィル合意――

1975年11月に独立を迎えて以来，アンゴラではマルクス・レーニン主義政党であるMPLA-PTの一党体制が堅持されてきたが，その一方で南アフリカ共和国，アメリカなどの支援を受けた反政府組織アンゴラ全面独立民族同盟（União Nacional para a Independência Total de Angola：UNITA）と政府軍の激しい内戦が，長期にわたって続いていたのである。しかし，87年12月の米ソINF全廃条約締結以後の東西新デタント的国際情勢のなかで，米ソ両国が積極的に南部アフリカの地域和平実現にコミットした結果，88年12月13日に，アンゴラ，キューバ，南アフリカ共和国の３国間にブラザヴィル合意とも別称されるアンゴラ包括和平協定が締結され，アンゴラ駐留キューバ軍撤退問題とナミビア独立問題が一挙に解決されることになった。

ブラザヴィル合意は，国連安全保障理事会決議435号（国連監視下の選挙を通じてナミビアの独立を内容とする決議）の1989年４月１日実施を内容とするアンゴラ，キューバ，南アフリカ共和国の３国協定と，アンゴラ駐留キューバ軍（約５万人）の段階的撤退（89年４月から２年３カ月以内に完了）を内容とするアンゴラ・キューバ２国間協定の２つから構成される。[14] この合意については，会談の開催国であるコンゴなどこれに関わりをもったアフリカ諸国の斡旋も無視することはできないが，そこに至る過程をも含めて，当事国以上に大きな役割を果たしたのは，仲介国としてのアメリカやオブザーバーとしてのソ連であった。

その意味では，ブラザヴィル合意は，アンゴラ，キューバ，南アフリカ共和国の合意である以上に，地域和平についての米ソの合意であるといえる。ブラザヴィル合意の付属文書は，合意事項の実施を円滑にするための合同委員会の設立を取り決めているが，同文書の第３項には「アメリカとソ連をオブザーバーとして合同委員会に参加するよう招請する」ことがうたわれている。[15] このことは，ブラザヴィル合意が，米ソによる地域和平の合意でもある

ことを明確に示すものである。なお，1988年12月22日のニューヨークにおけるブラザヴィル合意の正式調印のさいには，デクエヤル国連事務総長のほか，アメリカのシュルツ国務長官，ソ連のシェワルナゼ外相も立ち会っている。

(ロ) 内戦の終結から民主化へ

アンゴラ包括和平協定（ブラザヴィル合意）によってアンゴラ駐留キューバ軍の撤退が確定したため，アンゴラ政府とUNITAとの内戦の終結は，時間の問題となった。さらに内戦の終結は，それまでの事態の流れからして，当然ながらUNITAの合法化，さらには複数政党制への移行を不可避なものにする。結局，アンゴラの政権党であるMPLA-PTは，1990年7月の党中央委員会で複数政党制への移行を決定し，同年12月の党大会でもこれを確認した（なお人民議会が複数政党制を認める憲法改正を議決したのは1991年3月であり，改正憲法が発効したのは同年5月であった）。

さらに1991年5月1日には，ポルトガルの仲介によってアンゴラ政府とUNITAとのあいだに停戦協定（エストリル協定）が締結（正式調印は5月31日）され，そのなかで複数政党制による大統領選挙，人民議会選挙を1992年9月1日から11月30日のあいだに実施することが決定された。[16] このアンゴラ内戦終結にも，アメリカとソ連が積極的に関わっている。米ソがアンゴラ内戦終結のための交渉の席に直接参加するのは1990年9月からであるが，このときベーカー米国務長官とシェワルナゼ・ソ連外相が，内戦終結のために協調することを決定したといわれている。[17] UNITAのサヴィンビ（Jonas Savinbi）議長が1990年12月13日にブッシュ大統領とワシントンで会見したのち，米ソの協力による仲介がアンゴラ和平の展望を明るいものにしたとコメントしたことは，その効果のほどをよく示している。[18]

これに先立って，MPLA-PT政府は，1990年12月にマルクス・レーニン主義の放棄（社会民主主義への転換），市場原理の導入，言論・出版・集会の自由，ストライキの権利を認めるなど，民主化，自由化のための諸措置をとる

ことを決定した。[19]

前述の複数政党制採用の修正憲法が発効したのを受けて，1991年後半からは民主刷新党（Partido Renovador Democrático：PRD），アンゴラ民主党（Partido Democrático Angolana：PDA）その他，大小20を超える政党が，MPLA-PTとUNITAの競合関係に割り込むかたちで，来るべき選挙に向けて活動を開始した。

(ハ)　複数政党制下の大統領選挙，人民議会選挙とその余波

複数政党制の下での初の大統領選挙，人民議会選挙は当初の予定通り，1992年9月29〜30日に行われた。国連など国際機関のオブザーバーは，投票は自由かつ公正に行われたと評価し，そのかぎりではアンゴラの民主化過程は望ましい展開ぶりを示したように思われた。[20]

大統領選挙には11人の候補者が立ったが，結果は現職の大統領であるMPLA-PTドスサントス（Jose Eduardo dos Santos）議長が得票率第1位（49.57パーセント）を占め，UNITAのサヴィンビ議長は得票率40.07パーセントで第2位につけた。かつて対ポルトガル武装解放闘争の時代および独立前後の内戦でMPLA（当時），UNITAと勢力を三分したアンゴラ解放民族戦線（Frente Nacional de Libertação de Angola：FNLA）のロベルト（Holden Roberto）議長は得票率僅かに2.11パーセントという凋落ぶりで，第4位に終わった。しかし大統領選挙の規定では，得票率が50パーセントを超えることが当選の条件とされているため，ドスサントス，サヴィンビの決選投票に最終結果が委ねられることになった。[21]

また人民議会選挙（220議席）には18政党が候補者を立てたが，その結果，MPLA-PTが129議席（党の得票率は53.74パーセント）で第1党となり，次いで70議席（党の得票率は34.10パーセント）を獲得したUNITAが第2党，以下，PRS（Partido Renovador Social）が6議席，FNLAが5議席などとなった。[22]

この結果について，UNITA側は選挙に不正があったと不満をみせながら，その一方で，党の得票率に応じた政府閣僚ポストの配分を要求する考えを示

した。しかし現実にはMPLA-PTとUNITAのあいだに，この種の権力分担（power-sharing）の交渉が進まないうちに，アンゴラでは再び内戦が勃発し，事態が悪化するなかで1993年を迎えることになったのである。

今後の展開については展望しにくいが，人民議会選挙でMPLA-PTに大差で敗れたUNITAが，大統領選挙の決選投票に賭ける可能性はほとんどなさそうである。そうかといって，1991年5月にソマリア国民運動（Somali National Movement：SNM）が北部地域をソマリランド共和国として分離独立させることを宣言したソマリアのケースと，同様の事態が起こる可能性も，きわめて低い。[(23)]

観察者のなかには，UNITAが選挙での敗北を絶対に認めないという理由で，MPLA-PTとUNITAによる連合政府成立の可能性はないとみる向きもあるが，アンゴラのジャーナリストであるA・サンタナ（Antonio Santana）が述べているように「アンゴラ国民に平和をもたらすのには連合政府が必要」なのであり，「そうした政府こそが，国内のさまざまな地域の住民を代表しうる」のであって，「アンゴラにもっとも必要な政治的安定は，これによってもたらされる」かもしれないのである。[(24)] いずれにせよ，アンゴラの民主化過程は，いま厳しい試練にさらされている。

なお，アンゴラを民主化の方向へ押しやった副次的要因として，市場原理の導入，構造調整計画の実施などがあったことも，指摘しておきたい。アンゴラは独立以来，マルクス・レーニン主義の下での政府統制型経済建設を推進してきたが，そうした試みの挫折と，独立前後から続く内戦の結果としての国土の荒廃（とくに輸送施設を含むインフラストラクチャーの破壊）などのために，経済全体が危機的状況に陥り，その打開を目指して1988年1月には新経済財政政策（Saneamento Económico e Financerio：SEF）を採用するに至った。この新経済財政政策は，管理経営面および資金調達面での大幅な裁量権を認める方向での国営企業の立て直し，より生産的な企業への公務員の配置転換，供給および分配システムの改善，小企業に対して価格インセンティブを高めること，などの措置を含む，かなり資本主義寄りの政策であった。[(25)]

さらにMPLA-PT政府は，1989年9月にIMFに加盟し，91年11月にはIMF，世界銀行の指導下に，市場経済への移行，通貨の33パーセント切り下げ（同年12月にはさらに50パーセント切り下げた），価格統制の廃止などを含む構造調整計画に着手した。[26] こうした一連の経済改革が，その政策効果とは別に，MPLA-PTの権力基盤を揺るがし，民主化過程の進展につながり，決して圧勝とはいえない大統領選挙，人民議会選挙の結果に結びついたのである。

(2) モザンビークの民主化と内戦の終結

モザンビークの場合は，モザンビーク解放戦線（FRELIMO）が早くも1989年7月の党綱領改正によってマルクス・レーニン主義から離脱したが，さらに90年11月には新憲法が人民議会で採択され（同月30日に発効），複数政党制への移行，市場経済への転換，私有財産権の承認，表現・出版・集会・結社・信教の自由，などが明示された。[27] あわせて国名もモザンビーク人民共和国からモザンビーク共和国へと変更された。

こうした動きと並行して，FRELIMO政府は1989年6月から，内戦の相手であるモザンビーク民族レジスタンス（Resistência Nacional Moçambicana：RENAMO）に対して和平の呼び掛けを開始した。また，ケニアのモイ(Daniel Arap Moi）大統領やジンバブウェのムガベ（Robert Gabriel Mugabe）大統領などが仲介を試みたが，RENAMOは政治組織としての認知，複数政党制に基づく選挙の導入，モザンビーク駐留ジンバブウェ軍の撤退などを要求し，直接会談には応じようとしなかった。しかし，こうした経過をみてもわかるように，モザンビークの情勢は時とともに民主化の方向に動いていきつつあったのである。

1990年1月シサノ（Joaquim Chissano）大統領は，民主的諸権利を大幅に盛り込んだ新憲法草案を議会に提出すること，および新憲法が議会で採択された場合には数カ月後に大統領選挙，議会選挙を実施すること，複数政党制のメリットについての全国的な討議を開始するよう勧告するつもりであることなどを，声明した。[28]

その後1990年11月に，人民議会は複数政党制を盛り込んだ新憲法を満場一致で採択し，独立以来15年にわたるFRELIMOの一党支配の時代に終止符が打たれることになった。これに対してRENAMOは，この新憲法を採択した人民議会はモザンビーク人民の委託を前もって受けているわけではなく，したがって新憲法は無効であるとの拒否的な立場を明らかにした。(29)

その後1991年2月6日に，FRELIMO政府は，政党の資格要件を規定する法律を施行したが，それによれば，政党は国家的統一の保全，市民の愛国心の強化，国の強化への貢献といった諸原則に基づいて活動しなければならない。(30)この法律に即してモザンビーク独立会議（Congresso Independente de Mçcambique : COIMO)，モザンビーク自由民主党（Partido Liberal e Democrâtico de Moçambique : PALMO)，モザンビーク民族同盟（União Nacional Moçambicana : UNAMO）などが，政党としての合法的地位の確保に向けての動きをみせた。なお，COIMOは1985年にFRELIMOから分離した組織で北部のマコンデ人を基盤にしており，PALMOは南部のガザ（Gaza）州，マプート（Maputo）州に支持基盤をもち，またアメリカで1987年に創設されたUNAMOは，もともと反FRELIMO的な立場に立つ組織であるが，その地域的基盤はマラウィとの国境に近いザンベジア（Zambezia）州にあるといったぐあいで，各党とも地域的ないしエスニックな偏りが目立つ。

一方，FRELIMO政府とRENAMOとの直接会談は，1990年7月にローマで第1回目が行われ，以後92年1月までに合計9回（すべてローマで開催）を数えたが，容易に妥協点に到達しなかった。モザンビーク問題を現地で観察しているアイシ（Ruth Ansah Ayisi）の指摘するように，RENAMOが「引き延ばし戦術」によって民主化過程の進行を遅らせつつ，自己の影響力の増大ないしはFRELIMOの力の低下を図っていることは十分に考えられる。(31)しかし他方，RENAMOに対する南アフリカ共和国，ポルトガル，ブラジル，イギリス，アメリカなどの国外右派勢力からの支援も減少しつつあり，時間が経過すればRENAMO自身も窮地に立たされる可能性があるという見方もある。(32)そこにRENAMO側からの妥協の余地が存在する。

1992年10月4日，ついにシサノ大統領とRENAMOのドラカマ（Afonso Dhlakama）議長とがローマで和平議定書に調印し，モザンビークの内戦終結と民主化過程の本格的な展開の道が開けることになった（共和国議会は同月13日に満場一致で議定書を批准した）。この議定書は，次のような内容のものである。[(33)]

① 政府，FRELIMOの双方半数ずつから構成する国軍の編成。議定書批准後30日以内の駐留外国軍隊（ジンバブウェ軍）の撤退

② 1年以内に大統領選挙，共和国議会選挙，地方選挙を実施する。停戦監視委員会の設置

③ 軍隊の動員解除，および戦争捕虜の釈放問題

④ 30日以内にイタリアの招請によって援助国会議を開催する

今後は，停戦監視のための国連の平和維持活動（PKO）をどう組織的に展開するか，選挙実施に至る諸段階をどう踏んでいくかという問題が，モザンビークの民主化の前提として重要になるであろう。

2．一党体制から複数政党制への転換
その2：在野の政治勢力が複数政党制への転換を強力に推進した事例

(1) ザンビアの民主化と政権の交替

ザンビアは，独立から8年あまりのちの1972年12月に，法的措置（新憲法制定）をもって統一民族独立党（UNIP）の一党体制へ移行し，初代大統領であるカウンダ（Kenneth David Kaunda）の支配体制は一層強固に維持されてきた。しかし80年代が深まるにつれて経済の悪化が進行し，反政府運動が次第に目立つようになった。とくに労働組合を中心とした反政府勢力はUNIPの一党支配を強く批判し，複数政党制への転換を強く主張し始めた。当初，複数政党制への移行要求を受け入れようとしなかったカウンダ政権もついに譲歩を余儀なくされ，90年11月30日には複数政党制を規定した新憲法が議会を通過し，12月17日に施行されるに至った。

民主化の推進を要求する反政府勢力の一部は，1990年12月20日に複数政党制民主主義運動（Movement for Multiparty Democracy : MMD）を創設し，1991年3月には労働運動指導者チルバ（Frederick Chiluba）を総裁に選出した。[34] チルバはザンビア労働組合会議（Zambia Congress of Trade Unions : ZCTU）の議長を務めていた人物であるが，その指導の下で労働者層を含む都市住民が，いちはやく反政府勢力を代表するMMDの旗の下に結集したのは，ひとつには構造調整計画を実行するなかで，都市の低所得者層へのしわ寄せが強くなり，経済的苦痛を強く感じたからであろう。

1983年以降IMFの主導の下に構造調整計画に乗り出したザンビアは，投資の減退，農産物価格の上昇にともなうインフレの進行を招き，国民の不満を呼んだのに加えて，86年12月には食糧への補助金をカットしたために食糧価格の上昇を招き，都市暴動に見舞われた経緯がある。構造調整計画は都市住民への経済的保護と背反関係にある。[35] ザンビアはこうした社会不安の高まり，政府批判の強まりといった難問を解決するため，87年5月にはIMFの指導下から脱出したことがある。しかし，結局は89年6月には再びIMF，世界銀行の指導の下で構造調整計画に着手した。ところがザンビア政府が実施した二重為替制による通貨切り下げ，トウモロコシ，肥料などを除く物品の価格統制撤廃，貿易自由化，公共セクターの再編・民営化など一連の経済政策のマイナスの結果として，物価の高騰，物資不足などが起こり，1990年6月の首都ルサカでの食糧暴動に象徴される社会不安の高まりが目立つようになったのである。[36]

こうした背景の下で，ザンビアにおける民主化過程の重要な節目としての大統領選挙，国民議会選挙が，1991年10月31日に行われた。そしてその結果は，カウンダとUNIPの惨敗であり，チルバとMMDの圧勝であった。すなわち，大統領選挙ではチルバが75.79パーセント（97万2753票）の得票率をもって当選し，カウンダは僅か24.21パーセント（31万761票）の得票率しかあげることができなかった。また国民議会選挙でもMMDが150議席中の125議席を獲得したのに対して，UNIPは25議席にとどまったのである。[37]

ここに，雪崩現象的に進行するアフリカの民主化の将来を占う上での，ひとつの重要なポイントがあるように思われる。これまでみてきたように，概してアフリカの民主化は，内部的な要因によるよりも，むしろ外部的な要因によって突き動かされる度合いのほうが強い。少なくとも民主化過程の初期段階においてはそうである。それまで強権的政治体制を維持してきた政府側は，民主化を要求する内外の力に直面して「圧倒的に強い与党と，著しく弱体な幾つかの野党からなる複数政党制」への転換を目指すことになる。「ガリバー型与党をもつ見掛け上の複数政党制」への転換といった政府側（権力側）の目論見は，民主化過程のなかで対抗勢力が育っていくにつれて，実現が困難になる。ザンビアの事例は，政府側が民主化勢力との綱引きに敗れた結果，目論見が完全に失敗した事例である。

繰り返していえば，ザンビアの場合は，一党体制下での経済建設の挫折が構造調整計画の採用を余儀なくさせ，その結果，労働者をはじめとする都市の低所得層の強い反発が起こり，予想以上の惨敗を体制側（権力側）にもたらすことになった。鉱業への依存度の高いザンビアの場合，政府に対する労働者の不満，批判，抗議は，体制変革の大きなエネルギーとなったのである。

(2)　マダガスカルの民主化とCFVの台頭

1975年6月以来，合法7政党が，FNDRという統一戦線に参加するかたちでのみ存在を認められていたマダガスカルの場合，社会主義的経済建設の挫折→経済の自由化→政治的民主化，といった因果関係が明確にみてとれる。すなわち75年6月に政権を握ったラチラカ（Didier Ratsiraka）最高革命評議会議長（76年1月に大統領就任）は，主要産業の国有化や経済の統制・管理の強化を軸とする社会主義政策を推進したが，経済の低迷，対外債務の急増を招き，その結果1983年以降IMF，世界銀行などの融資を受け始めるとともに，構造調整計画，経済の自由化に取り組むようになった。具体的には通貨の大幅切り下げ，多くの消費物資購入に対する補助金の廃止，大部分の価格統制の廃止，工業製品への輸出税の廃止，新投資法の制定，コメ市場の自由化な

どの諸政策が打ち出されたのである。[38]

こうした経済再建政策にもかかわらず，マダガスカルの経済は危機的状況を脱することはできないままに1990年代を迎えることになる。例えば1980年～88年における１人当たりGNPは年平均3.4パーセントの割合で下落したといわれる。世界銀行の分類では，マダガスカルは1990年における世界の最貧12カ国に入るとされる。[39]

しかし，経済の自由化を柱とする諸政策の推進は，政治にも大きく影響した。つまり経済の自由化が政治的民主化の引き金となったのである。

すなわち経済の自由化が進むにつれて，言論・出版の自由，複数政党制への転換を求める動きが目立つようになり，ついに政府は，1990年３月正式に複数政党制を採用するに至った。この結果，多数の政党，政治組織が登場したが，91年にはそれらのうち政府寄りの左派諸党派は，新たな与党連合としてマダガスカル社会主義急進運動（Mouvement militant pour le socialisme malagache : MMSM）を結成し，これに対抗するかたちで，ザフィ（Albert Zafy）教授をリーダーとする民主化のための野党連合，活動勢力委員会(Comité des forces vives : CFV）が，16の党派を結集するかたちで設立された。

こうした状況のなかで，1991年６月10～14日に首都アンタナナリボで民主化推進デモが発生した。とくに11日のデモは，公務員と学生を中心に10万人以上もの民衆が参加して行われ，「５月13日広場」に集まったデモ隊は，1975年憲法の廃止，国民会議の開催，すべての政党・党派の代表の協力による新憲法の起草などを声高に叫んだ。[40]

さらに７月６日にはラチラカ大統領の退陣を要求するゼネストがアンタナナリボで起こった。交通網は完全に活動を停止し，首都はマヒ状態に陥った。政府は７月22日に非常事態宣言を発し，民主化推進勢力を力で抑え込む構えをみせたが，同月28日に至ってラチラカ大統領は譲歩し，1991年中に新憲法を国民投票に付することを約束した。[41]

こうした状況のなかでCFVがその影響力を増大させ，1991年10月にはザフィを「首相」とする「暫定政府」の樹立を宣言し，欧米諸国に対して承認

を求めた。これに対してラチラカ大統領は与野党勢力，教会，軍の代表を集めて会議を開いたのち，同月31日に至って，次のような暫定措置をとることに合意した。すなわち新憲法を国民投票に付し，選挙を行うまでの18カ月を暫定期間とし，この間ラチラカは大統領の職に留まるが，あくまでも儀礼上の国家元首であり，すべての行政権は放棄する。民主的な第三共和制の体制づくりはザフィを最高責任者とし31名のメンバーからなる国家高等院(Haute autorité de l'état：HAE）が担当する。同年8月にラチラカ大統領によって任命されたラザナマシ（Guy Razanamasy）首相の政府は存続するが，新たにＣＦＶからも入閣する。(42)

これによって，ときに衝突事件を挟みながらも，ひとまずマダガスカルの民主化過程はレールに乗ったかにみえる。そして1992年3月には新憲法が全国フォーラムによって起草され，8月19日には新憲法草案が国民投票に付され，75.44パーセントの支持率をもって承認された。この新憲法制定過程における争点のひとつは，ラチラカとその支持勢力が主張する連邦制をとるか，ザフィを指導者とする民主化勢力（CFV）の主張する単一国家制をとるかにあったが，結局のところ新憲法は単一国家制を採用した。そのためか国民投票の当日には，連邦主義者による投票妨害事件も一部地域で発生した。

それから約2カ月後の11月25日には大統領選挙が行われた。8人の候補者が争ったこの大統領選挙は，ザフィが得票率45.16パーセントで第1位を占め，ラチラカが29.22パーセントで第2位という結果を残した。しかしいずれも得票率が50パーセントを割ったため，大統領選挙はこの両者による決選投票に持ち込まれることになった。(43)決選投票は1993年2月10日に行われ結局ザフィが66.74パーセントの得票率をあげて，大統領に当選した（なお選挙結果の公式発表は3月9日に行われた)。

3．軍事政権および国王専制支配国家における民主化過程の展開
——レソトとスワジランド——

前述のように王権の強弱という点で対照的なこの2つの王国のうち，レソトでは1986年1月のクーデター以来軍事政権が続いているが，90年2月23日にレハンヤ（Justin Lekhanya）軍事評議会議長は，遅くとも92年までに民主化と並行したかたちでの民政移管を行うことを声明した。さらに，91年4月30日の政変でレハンヤ議長に代わって政権を掌握したラマエマ（Elias Phitsoane Ramaema）大佐（軍事評議会議長）は，5月10日，政党禁止措置の解除を宣言し，併せて新憲法起草のための政治家と軍人からなる制憲会議を組織するとともに，「1992年6月までに80議席からなる議会の選挙を，複数政党制の下で実施し，民政移管を行う」というレハンヤ前議長の公約を再確認した。[(44)] これ以後レソトの民主化過程は比較的順調に進み，制憲会議は7月4日に民主的憲法草案を採択し，ラマエマ議長は民政移管のための議会選挙を，92年中に国連の監視の下で実施する旨を公約した。[(45)]

レソトの軍事政権を民主化の方向に押しやった要因は，必ずしも明確ではないが，政治的側面では，例えば1986年1月以来軍事政権によって活動を禁止されている諸政党が，88年4月に，アフリカ統一機構（OAU），英連邦，南アフリカ共和国政府などに対して，民政移管のアピールを行ったことの影響が考えられるし，経済的側面では，88年7月にIMFがレソトの構造調整計画のために960万SDRの融資を決定したことの影響が考えられる。なお，IMFは91年6月にも経済開発計画（1991～94年）向けに1810万SDRの融資を行うことを決定している。[(46)]

ジンバブウェのフリー・ジャーナリスト，モーナ（Colleen Lowe Morna）が述べたように「政治改革が援助の前提条件であるという西側供与国の主張がますます強くなっていることが，外部の援助に大幅に依存しているレソトにインパクトを与えている」ことは確かであろう。また複数政党制が望ましい

とする西側の一般的な空気が，レハンヤ前議長に，民主化を決断させたのであろうというモーナの推測も，大筋で妥当なものと考えられる。(47)

しかし，前述の公約にもかかわらず，議会選挙は実施されなかった。その後1992年11月になって，選挙管理委員会の責任者は，コンピューター・データ・オペレイターの経験不足や選挙区割りの不明確さなどの理由で選挙の実施が遅れているとし，1993年1月には選挙の実施が恐らく可能になるであろうと言明したが，真相は明らかでない。(48) レソトの軍事政権は，1992年に入って以降，意図的に民主化のペースを落としているように感じられる。

王権の強力なスワジランドでも，1990年代に入って民主化運動が目立つようになっている。とくにインボコドヴォ国民運動（Imbokodvo National Movement : INM）以外の政党が活動禁止の状態にあるなかで，人民統一民主運動（People's United Democratic Movement : PUDEMO）がパンフレットなどを通じて国王の専制的支配を問題にし，民主的改革を求めるといった，地下活動的な運動を展開し，民衆の共感を得つつあることが，注目される。なお南アフリカ通信社によれば，92年2月25日，PUDEMOは自ら合法であるとするコミュニケを新聞社宛送付してきた。

この直後の同年3月，国王ムスワティ2世はPUDEMOの一党員（マンデラ・フラツワヨ／Mandela Hlatshwayo）を選挙制度改革委員会の委員に任命した。この措置について，PUDEMOは，国王の措置には信頼が置けないとのコメントを発表したが，それにしてもこの措置が，もはや民主化要求を国王がかわすことが不可能になったことを，示すものであろうと思われる。(49) スワジランドではいまや，国王主導の改革が，国内外の民主化要求にどれだけ先行できるかが，焦点となっているのである。

4．南アフリカ共和国の民主化

1991年6月のアパルトヘイト基幹諸法の廃止によってアパルトヘイトを全廃した後の南アフリカ情勢は，民主南アフリカ会議（Conference for a

Democratic South Africa : CODESA）を中心に動いている。

このCODESAは，人種隔離を前提とした現行憲法（83年憲法）に代えて，真に民主的な新憲法を，どのような原理に基づいて，どのような手続きで制定するか，新憲法制定に至るまでの移行期間に，どのようなかたちで暫定的政府機関を組織するか，などの問題について協議するために，政府のほか18の政党，団体が参加して，1991年12月から開催されているものである。(50)

第1回CODESAは1991年12月に開催され，人種差別のない民主的な統一南アフリカの実現，複数政党制，三権分立，言語・文化・宗教の多様性の容認などからなる主旨宣言を，インカタ自由党（Inkatha Freedom Party : IFP），ボプタツワナ政府（バンツー・ホームランド政府のひとつ）を除く17団体（南アフリカ政府を含む）の賛成を得て採択した。さらにこの合意に基づいて，新憲法の諸原則，制定母体，制定手続き，暫定政府問題，すでに独立した4つのバンツー・ホームランドの将来，CODESAの決定事項の実施時期，実施メカニズムその他の問題を煮詰めるための，5つの作業部会が組織された。(51)

しかし，さらなる前進が期待された1992年5月の第2回CODESAではほとんど成果は生まれず，6月にはヨハネスブルク郊外の黒人居住区ボイパトンでIFP支持とみられる黒人武装集団（ズール一族）がアフリカ民族会議（African National Congress : ANC）支持者の多い地区を襲撃するという事件（ボイパトン事件）が起こったのを契機に，ANCがCODESAからの脱退を声明する事態となった（ANCのこの方針転換は，ズール一族の武器携行を禁止しない政府の態度や，ボイパトン事件に政府が直接関与している疑いがあるなどの理由による）。(52)

ANCはその後大衆行動を強化する方針を打ち出し，政府と対立したが，1992年9月末，政府とANCの首脳会談でANCのかねての要求通り「500人以上に及ぶ政治犯の釈放」が決まったこともあって，交渉再開が決まった。

ANCは1992年11月末，いずれ実施される制憲会議選挙後に，ANCと国民党（National Party : NP）との連立政府を樹立する方針を打ち出すなど，現実主義的な姿勢を示している。他方，デクラーク大統領は同月末，93年3月まで

にCODESAの制憲交渉を再開し，6月までに暫定憲法を制定し，1994年4月までに全人種による選挙を実施する構想を示した。このように1992年の末に近くなって，南アフリカの民主化の主要なアクターである国民党政府とANCとの歩み寄りが目立つようになっているが，少数派である白人社会の側には（行政上の首都プレトリアを中心とした1地域で白人が最多人種となるような）連邦制によって，少数派の権利を守ることを図る動きもあり，ここ数年の事態の推移は予断を許さない。

しかし少なくとも，一定の暫定期間を設定し，そこでのANCや国民党を軸とした一種の権力分担（power-sharing）を実現する方向へ，情勢は動きつつある。

第4節　南部アフリカにおける民主化の暫定的展望

以上にみたように，南部アフリカ諸国における民主化は，まだその出発点からいくらも進んでいない。なかにはマラウィのように，民主化のスタートラインにさえ到達していない国もある。ただしマラウィでも，1992年9月に民主主義同盟（Alliance for Democracy : AD）という名称の政府批判組織が創設され，複数政党制民主主義への移行の是非を問う国民投票の実現に向けて活動を開始し，同年10月にはバンダ（Hastings Kamuzu Banda）大統領も，その種の国民投票はすぐにでも行う用意があると声明したところをみると，同国が民主化の潮流に引き込まれるのも，さほど遠い先のことではないかもしれない[(53)]。

いずれにせよ，南部アフリカ諸国の民主化は今後本格化するはずのものであって，それだけに先を予測するのはきわめて困難である。困難というより，むしろ無謀というべきかもしれない。

しかし，当初から複数政党制であった国をも含めて，80年代末～90年代に行われた議会選挙の結果を参照してみると，そこにはある種の傾向が見てと

れなくもない。それは，少なくとも南部アフリカ地域では多くの場合，選挙によって生みだされるのは，やはりガリバー型の複数政党制だということである。1991年10月のザンビアの選挙では，UNIPの目論見は完全に外れたが，代わってMMDがガリバー政党にのしあがった。

ジンバブウェの場合は，独立以来ジンバブウェ・アフリカ民族同盟・愛国戦線（Zimbabwe African National Union-Patriotic Front：ZANU-PF）がガリバー政党の地位を保ってきたが，1990年3月の選挙では，ZANU-PFが120議席中117議席を奪う圧勝ぶりを示し，さらに議席を増やしてガリバー度を高めた。ボツワナの最新の選挙は89年10月であるが，ここでも民主党が34議席中の31議席を占めてガリバー政党の地位を守り続けた。アンゴラの旧唯一政党であるMPLA-PTが一応安定多数を占めたとはいえ，獲得議席率が58.63パーセントというのはむしろ例外的である。

つまり，複数政党制導入とはいっても，政党間の競争力には大きな格差が存在する。その点からみれば南部アフリカ諸国の民主化は実質をほとんど欠いているのであり，しかも近い将来その点に変化を生じさせる要因も見当たらない。暫定的なものにせよ，展望はいささか暗いのである。

もうひとつ興味深いことは（これは南部アフリカ諸国に限らないが），構造調整計画の導入などの結果，都市住民の経済的苦痛が大きくなり，そこから反政府的エネルギーが大量に放出され，民主化が推進されるといった傾向がみられる，ということである。「都市住民の反乱」が政権の交替をもたらしたザンビアの事例はその典型である。しかし「都市住民の反乱」が生み出した新しい政権も，当面は構造調整計画から逃れられない。大きな矛盾である。少なくとも短期的にみて，民主化過程にある南部アフリカ諸国が袋小路から抜け出すのは容易ではないのである。

〔注〕

(1)　Young, C., "Democratization and Structural Adjustment : A Political Overview," L. Deng ; M. Kostner ; C. Young, eds., *Democratization and Structural Adjustment in Africa in the 1990s*, Madison, African Studies Program, Universitry of Wisconsin, 1992, p. 13.

(2)　Hyden, G. ; M. Bratton, eds., *Governance and Politics in Africa,* Boulder, Lynne Rienner Publishers, 1992 p. ix.

(3)　Diamond, L., "The Second Liberation," *Africa Report*, Vol. 37 No. 6, Nov.-Dec. 1992, p. 38.

(4)　カダフィ政権下のリビアで政党が存在を認められていない理由については，M・カッザーフィ（カダフィ）（藤田進訳）『緑の書』　第三書館　1980年　14～19ページを参照。

(5)　例えば，山川出版社から刊行された世界現代史シリーズ全37巻うちの1冊，星昭・林晃史『アフリカ現代史　I　総説・南部アフリカ』1978年では，南部アフリカ地域の構成国としてこの13カ国とセイシェルを挙げている。

(6)　スワジランドの政党と政治体制については，安藤勝美・井上一明・小田英郎・中原精一・中村弘光・林晃史・本城靖久・吉田昌夫共著『世界の議会　⑽　アフリカ』　ぎょうせい　1983年　264～267ページを参照。

(7)　同上書　266～267ページを参照。

(8)　*Africa South of the Sahara 1993*, London, Europa Publications, 1993, p. 630.

(9)　もっとも，第1党であるモーリシャス社会運動（Mouvement socialiste mauricien : MSM）と26議席を占めて第2党となったモーリシャス急進運動（Mouvement militant mauricien : MMM），それに加えて，2議席獲得のロドリゲス島人民機構（Organization du peuple rodriguais : OPR，第4党）は選挙前から連合を組んでいたのであるから，選挙は与党連合の地滑り的勝利であったともいえる。なお選挙後この3党は連立政権を樹立した。*Africa Research Bulletin, Political Series*（以下*ARBP*と略称），Vol. 28 No. 9, 15 Sep. 1991, p. 10267.

(10)　Kraus, J., "Building Democracy in Africa," *Current History*, Vol. 90 No. 556, Mar. 1991, p. 210.

(11)　*ARBP*, Vol. 28 No. 12, 15 Dec. 1991, p. 10377.

(12)　Kraus，前掲論文，pp. 211～212.

(13)　このとき政府は，トウモロコシ粉1袋（55ポンド入り）の値段を，標準粉については82.30クワッチャへ，上質粉については114.5クワッチャから269クワッチャへ，それぞれ値上げした。このときの食糧暴動については，*ARBP*, Vol. 27 No. 6, Jul. 1990, p. 9737 を参照。

(14) この協定については，*ARBP*, Vol. 25 No. 12, Jan. 1989, p. 9102～9103 を参照。

(15) 同上月報　p. 9104 を参照。

(16) エストリル協定については，*ARBP*, Vol. 28 No. 5, May 1991, pp. 10125～10128 を参照。

(17) この点については，*ARBP*, Vol. 27 No. 9, Sep. 1990, p. 9834 を参照。

(18) *ARBP*, Vol. 27 No. 12, Dec. 1990, p. 9944.

(19) MPLA-PT 政府による民主化，自由化の諸措置については，Coulson, A., "Angola : Politics after Peace," *Africa Report*, Vol. 36 No. 4, Jul. -Aug. 1991を参照。

(20) この点については，*ARBP*, Vol. 29 No. 10, Oct. 1992, pp. 10740～10741 を参照。

(21) アンゴラの大統領選挙の結果の詳細については，同上月報，p. 10743 を参照。

(22) アンゴラ議会選挙の結果の詳細については，同上月報，p. 10743 を参照。

(23) ソマリランド共和国の分離独立については，*ARBP*, Vol. 28 No. 5, May 1991, p. 10142 を参照。

(24) サンタナのこの見解は，Meldrum, A., "Hungry to Vote," *Africa Report*, Vol. 37 No. 6, Nov. -Dec. 1992, p. 30 に引用されている。

(25) この新経済財政政策については，前掲の *Africa South of* …, p. 133 を参照。

(26) 同上。

(27) *ARBP*, Vol. 27 No. 11, Nov. 1990, pp. 9893～9894.

(28) *ARBP*, Vol. 27 No. 1, Feb. 1990, p. 9547.

(29) *ARBP*, Vol. 27 No. 11, Nov. 1990, pp. 9893～9894.

(30) *ARBP*, Vol. 28 No. 2, Feb. 1991, p. 10013.

(31) Ayisi, R. A., "Mozambique : Fighting the Crime Wave," *Africa Report*, Vol. 36 No. 6, Nov. -Dec. 1991, p. 68.

(32) *ARBP*, Vol. 28 No. 10, Oct. 1991, pp. 10315～10316.

(33) この和平議定書の内容については，*ARBP*, Vol. 29 No. 10, Oct. 1992, pp. 10761～10762 を参照。

(34) チルバの経歴などについては，*ARBP*, Vol. 28 No. 11, 1991, p. 10342 を参照。

(35) この点については，Brent, R. S., "Aiding Africa," *Foreign Policy*, No. 80, Autumn 1990（とくに pp. 126～127）を参照。

(36) *ARBP*, Vol. 27 No. 6, Jul. 1990, p. 9737.

(37) *ARBP*, Vol. 28 No. 11, Nov. 1991, p. 10341.

(38) *Africa South of* …, p. 500.

(39) 同上。

(40) *ARBP*, Vol. 28 No. 6, Jun. 1991, p. 10177.

(41) *ARBP*, Vol. 28 No. 7, Jul. 1991, p. 10214.

(42) *ARBP*, Vol. 28 No. 11, Nov. 1991, p. 10335.

(43) *Daily Report, Sub-Saharan Africa*, 23 Dec. 1992, pp. 37～38.

(44) *ARBP*, Vol. 28 No. 5, May 1991, p. 10115.

(45) *ARBP*, Vol. 28 No. 7, Jul. 1991, p. 10194.

(46) *Africa South of the Sahara 1992*, London, Europa Publications, 1992, pp. 586, 591.

(47) Morna, C. L., "Lesotho : The King is Couped," *Africa Report*, Vol. 36 No. 1, Jan. -Feb. 1991, p. 60.

(48) *Daily Report, Sub-Saharan Africa*, 3 Nov. 1992, p. 39.

(49) *ARBP*, Vol. 29 No. 3, Mar. 1992, p. 10503.

(50) *ARBP*, Vol. 28 No. 12, Dec. 1991, pp. 10388～10390. 参加政党，団体名は，同 p. 10389 に記載されている。

(51) 5つの作業部会の役割は以下の通りである。第1作業部会：自由な政治参加のための雰囲気作り，第2作業部会：新憲法の諸原則と憲法制定母体／制定手続き，第3作業部会：新憲法制定までの時期における政府の暫定措置，第4作業部会：独立ホームランドの将来，第5作業部会：CODESAの決定事項の実施時期および作業メカニズム。なお各作業部会は，政府を含む19の団体から選出された代表各2名，顧問各1名から構成されている。

(52) *ARBP*, Vol. 29 No. 6, Jun. 1992, p. 10622.

(53) *ARBP*, Vol. 29 No. 10, Oct. 1992, p. 10750.